

「京都府若者の就職等の支援に関する条例」の概要

目 的

若者(15歳以上35歳未満の者をいう。)の雇用の安定と職業能力の向上を図り、もって福祉の増進と社会及び経済の発展に寄与する。【第1条関係】

若者就職支援施策等

条例の目的を達成するため、次の施策を総合的に実施【第3条関係】

(35歳に達した日において現に以下の1~3の支援の対象である若者であって、35歳に達した後も引き続き支援を希望するものには必要な支援を講じる。【第21条関係】)

1 若者の就職の支援施策【第7条関係】

- (1) 基礎的な知識等を習得するための講習、実習等に関する施策の実施
- (2) 職業訓練、職業指導及び職業紹介その他必要な施策を実施
- (3) 実施に当たっては、次の事項に配慮する。
 - ア 国、市町村、若者の就職支援団体等と連携・協働すること
 - イ 若者の状況に応じたものとする
 - ウ 若者が社会生活及び職業生活を円滑に営む上での困難を有している場合には、基礎的な能力の開発及び向上を図るために必要な支援を講じること

2 基礎的就職支援事業【第8条~第15条関係】

- (1) 知事は、基礎的就職支援事業(※)を実施しようとする事業者の事業計画を認定。認定基礎的就職支援事業者に対し、助言、情報提供等を行うよう努める。
- (2) 基礎的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減(2分の1)
※ 職業生活において自立しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活に必要な基礎的な知識等を習得するための講習、実習等を行うことにより、就職に係る支援を講じる事業

3 実践的就職支援事業【第16条~第17条関係】

- (1) 知事は、実践的就職支援事業(※)を実施しようとする事業者の事業計画を認定。認定実践的就職支援事業者に対し、助言、情報提供等を行うよう努める。
- (2) 実践的就職支援事業のための不動産取得に対して不動産取得税を軽減(2分の1)
※ 職業生活においてその能力を発揮しようとする若者に対し、当該若者の状況に応じて職業生活における自立を図るための実践的な職業能力の開発及び向上を促進することにより、就職に係る支援を講じる事業

4 若者の職場への定着の支援に関する施策【第18条関係】

- (1) 事業主に対する職場環境の改善に資する講習会の開催等
- (2) 職場環境に関する若者からの相談への対応
- (3) 上記2又は3の就職支援事業による支援を受けた若者を雇用した事業主の認証制度の整備

5 キャリア教育の推進に関する施策【第19条関係】

- (1) 学校に在学する児童・生徒・学生の職場体験学習・インターンシップの実施
- (2) 労働に関する法令に関する知識の付与

若者・事業主の責務【第4条・第5条関係】

若 者:その能力の開発・向上に自主的かつ主体的に努める。

事業主:臨時雇用等で雇用する場合を除き、正規雇用による安定した雇用の確保・職場定着を図り、若者がその能力を有効に発揮することができるよう努める。

実施方針の策定【第6条関係】

若者就職支援施策等を実施するための方針を策定

公布・施行:平成27年7月28日

京都府若者就職等支援審議会【第20条関係】

- 1 (1) 実施方針の策定に係る意見
(2) 基礎的就職支援計画及び実践的就職支援計画の認定に係る意見
(3) 若者就職支援施策等に関する重要事項の調査審議
- 2 若者就職支援施策等に関する事項の建議